

# 社会福祉法人牧羊会

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人牧羊会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事および監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、日当 2,000 円を現金で支払うこととする。

(役員業務の報酬等)

第4条 役員が理事会開催日以外の日において、役員としての業務を行った際は、日当 2,000 円を現金で支払うこととする。

(役員業務の交通費)

第5条 第3条および第4条の業務において生じた交通費は、実費を現金で支払うこととする。

(報酬等の総額)

第6条 第3条および第4条の合計額は、役員一人当たり年額 20,000 円を超えないものとする。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会で承認されなければならない。

附則

本規定は、平成29年4月1日をもって施行する。